市川都市計画道路の変更(千葉県決定)について(報告)

・【説明資料】 都市計画道路3・4・25号(仮称)押切橋 都市計画案の概要の縦覧及び公聴会について

〈注意〉

この資料は、都市計画審議会の報告資料であり、都市計画決定図書ではありません。

令和3年8月19日 交通計画課

報告事項第1号

都市計画道路3・4・25号(仮称)押切橋 都市計画の案の概要の縦覧及び 公聴会について

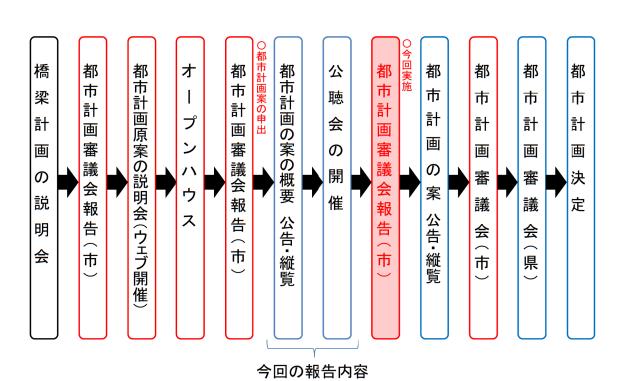
令和3年8月19日 交通計画課



- いつも新しい流れがある - いちかわ

1. 手続きの進捗状況





2-1. 縦覧図書について



市川都市計画道路の変更(千葉県知事決定)

都市計画道路中3・4・25号湊海岸線を次のように変更する。

種		名 称		位 置		区域			- 1	構 造	
81	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	備考
幹線街路	3-4-25	湊海岸線	湊	塩浜 一丁目	千鳥町	約2, 730m	地表式	2車線	16m	地下鉄東西線と立体交差 JR京業線と立体交差 自動車専用道路1・2・1号と立 体交差 幹線街路と平面交差4箇所	

「区域および構造は計画図表示のとおり」

理 由 本路線のうち、起点から都市計画道路3・4・18号浦安鎌ケ谷線までの延長約0.4キロメートル区間について、事業の実施にあたり、沿道からの交通 機能を確保するため側道を設けることなどから、線形や区域の変更を行うものである。

都市計画道路3・4・25号湊海岸線は、旧江戸川の都県境を起点として、市川市塩浜に至る延長約2.7キロメートルの路線であり、旧江戸川波河部の横梁区間を除き 概成している。

裏南地域における都県境では、江戸川及び旧江戸川に架かる限られた横梁に交通が集中し、交通混雑が発生しており、交通混雑の緩和や帰宅困難者の円滑な遊離ルートの確保など防災面の観点から、本路線の整備を進める必要がある。

本路線のうち、起点から都市計画道路3・4・18号浦安鎌ケ谷線までの延長約0.4キロメートル区間について、事業の実施にあたり、沿道からの交通機能を確保するため側道を設けることなどから、線形や区域の変更を行うものである。

3

2-2. 縦覧図書について②





3. 手続きの経過



案の概要の縦覧

縦 覧 期 間:令和3年6月22日(火)~7月6日(火)

縦 覧 者:11名 公述の申出:1名

公聴会

日 時:令和3年7月31日(土)

場 所:市役所第一庁舎 第一委員会室

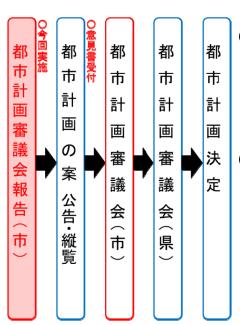
公 述 人:1名

公述への県の考え方は、 今後千葉県のホームページで公表予定

5

4. 今後のスケジュール





- 〇都市計画変更手続き 都市計画案 縦覧・意見書受付 (時期未定)
- ○次回都市計画審議会(市) 都市計画案への市意見の諮問 (予定)